

吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例 施策推進方針

資料 7

第1 推進方針

条例第8条により、市が施策を推進するための方針は以下の3点とします。

- 1 手話への理解の促進及び普及
- 2 障がい者が情報を取得しやすく、コミュニケーション手段を選択して利用しやすい環境の整備
- 3 コミュニケーション支援者の育成及び確保

※コミュニケーション支援者：手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者、盲ろう者通訳・介助員など

第2 現状と課題

【現状】

コミュニケーションを取るときに求める支援について

- ・視覚障がい者は「わかりやすい言葉で話してほしい」が最も多く、「点字を使ってほしい」は14.3%
- ・聴覚障がい者は「大きな声でゆっくり話してほしい」が最も多く、「手話を使ってほしい」は29.6%、「文字を使ってほしい」は42.3%

※第7期障がい福祉計画の策定に向けたアンケート結果より（令和5年（2023年）実施・対象2,000人）

【主な課題】

- ・手話の普及・啓発の取組が限定的で、幅広く周知できていない面がある
- ・多様なコミュニケーション手段に対する理解が不十分で、コミュニケーション手段への配慮がさらに必要
- ・市の各部局で統一的な対応ができていない
- ・病院を受診する際など、専門性の高いコミュニケーション支援者が十分に確保されていない

第3 目標

- 1 手話への理解の促進と普及
- 2 障がい者の情報取得及び障がいの有無に関わらず全ての人の円滑なコミュニケーションの推進

第4 方向性・到達点 ・主な取組

2ページのとおり

第5 推進体制

- 1 進捗状況の確認
推進方針ごとに進めるべき市の取組の進捗状況について全室課に年に1回照会を行い、確認していく。

- 2 進捗管理

- 【庁外】・手話言語等促進条例作業部会を毎年開催し、進捗状況の報告及び意見を聴取
・障がい者施策推進専門分科会に報告

【庁内】・市長をトップとする障がい者福祉事業推進本部に報告

- 3 方針の見直し

障がい福祉計画に合わせ、3年ごとの見直しを基本とするが、庁外の作業部会や専門分科会での当事者などの意見を踏まえ柔軟に対応していく。

第4 方向性・到達点・主な取組

推進方針1 手話への理解の促進及び普及

【方向性】

手話が言語であることについて理解を広め、多くの人に手話に関心を持ってもらい、気軽に手話が使えよう、学ぶ機会を提供する。また、意思疎通手段の一つとして安心して手話を使える環境をつくる。

【到達点】

あいさつ程度の簡単な手話を身に付けるなど、誰もが手話に親しみ、コミュニケーションをとりやすいまちにします。

【主な取組】 ●既に実施中で、今後さらに推進 ▲一部実施 ○今後検討

- 市民向けの手話講座
- 動画配信チャンネルで手話の啓発動画を配信
- 市職員向け手話研修の実施
- 市内大学の学生の手話サークルと連携した取組

- ▲市報やパンフレット・ポスターを用いた啓発
- ▲公共施設のデジタルサイネージ等を活用した、手話への理解促進
- ▲学校や未就学施設における子供が手話に接する機会の提供
- 手話サロン、手話サークルなどの情報収集や紹介、活動促進への協力

推進方針2 障がい者が情報を取得しやすく、コミュニケーション手段を選択して利用しやすい環境の整備

【方向性】

障がい者が情報取得やコミュニケーションで困ることがないよう、何らかの手段を用意し、また用意していることを広く周知することで、安心して利用できる環境を整備する。

【到達点】

障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段を用いて、障がい者が容易に情報を取得することができ、スムーズに意思疎通ができるまちにします。

【主な取組】 ●既に実施中で、今後さらに推進 ▲一部実施 ○今後検討

- 市窓口での筆談可能を示す掲示物の設置及び筆談マニュアルの常備
- 市窓口到手話通訳者を配置又は必要に応じ手配
- 社会的用務の際に手話通訳者及び要約筆記者を派遣
- 遠隔手話通訳サービス
- NET119の実施
- 点訳版、音訳版の市広報誌の発行
- 市が発信する動画や市議会本会議放映システムでの字幕表示
- 市立図書館での対面朗読の実施、点訳・音訳図書の製作・貸出
- 市公式ウェブサイトのリニューアルに伴うウェブアクセシビリティの向上
- ▲市のイベント・会議開催時に手話通訳者や要約筆記者を必要に応じ手配

- ▲市窓口での筆談ボードの配備
- ▲市のイベントでの筆談対応が可能なことを示す掲示物の設置
- ▲災害時・緊急時の情報伝達手段や避難所等での支援準備及び周知
- ▲より視認性を高めるため、市からの通知文書等のUDフォント使用の統一
- ▲市の発行物等におけるやさしい日本語の使用
- イラスト等を指さしするコミュニケーション支援ボードの市窓口への設置
- 音声を文字化するICTやAIなどのデジタル技術の活用
- 事業者等によるコミュニケーション手段の確保などへの支援
- 市のイベントや会議開催時の必要な支援をチェックリスト化
- 指定管理者及び市の委託事業者における必要なコミュニケーション手段の確保

推進方針3 コミュニケーション支援者の育成及び確保

【方向性】

市民が手話をはじめとしたコミュニケーション技術の習得を目指すことができる環境を整備し、技術を持った人材の育成を継続的に進めていく。

【到達点】

障がい者が必要に応じて、専門的なコミュニケーション支援を受けられるまちにします。

【主な取組】 ●既に実施中で、今後さらに推進 ▲一部実施 ○今後検討

- 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修
- 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣

- よりレベルの高い市民向け手話講座の開催
- 手話通訳者が配置されている医療機関リスト等の提供
- 遠隔手話などICT技術の活用